

「本庄市議会だより」表紙写真公募要領

1 趣旨

市民に親しまれ、議会への関心を高める取り組みとして、「本庄市議会だより」の表紙に掲載する写真を公募する。

2 募集内容

写真のテーマ「ここにいたい。本庄」

本庄市のブランドメッセージ「どこにでも行けるけど、ここにいたい。本庄」を踏まえ、市民の皆様にとって「ここにいたい。」と思う本庄の写真募集するため上記をテーマとし、「本庄市議会だより」令和8年5月15日号の表紙に掲載する写真とする。

3 応募資格

どなたでも（プロ・アマ問わず）

4 応募規定

写真は次のいずれにも該当するもので1号につき2枚まで応募できるものとする。

- ① 応募者本人が本庄市内を撮影した写真
- ② 概ね1年以内に撮影した未発表のもの
- ③ 人物が特定できる場合、被写体の承諾を受けたもの
- ④ 合成写真、組み写真、画像加工処理したものは不可
- ⑤ デジタルデータ（JPEG形式、2240×1680ピクセル以上）又は現像した写真（2Lサイズ以上）で提供できるもの

5 応募期間

5月15日号…2月15日から3月19日着まで

6 応募方法

別紙応募用紙に必要事項（応募者の住所・氏名・電話番号・撮影年月日・撮影場所・タイトル等）を記入し、持参（USBメモリ、SDカード、CD-Rは可）、郵送またはメールで申し込む。

なお、応募写真は返却しないものとする。

（電子メールの場合は、メール1件につき5MB以下の容量で送信すること。なお、一つの写真で5MBを超える場合は持参等の方法で提出すること。）

7 募集方法

「本庄市議会だより」及び市議会ホームページ等で募集する。

8 審査

議会報編集部会にて応募写真を審査し、表紙としてふさわしい写真を選出する。なお、審査に関する問い合わせには応じない。

9 掲載

- ① 議会報編集部会で選出された写真は、「本庄市議会だより」の表紙に採用する。なお、「本庄市議会だより」は、市内の各世帯等への配布、ホームページに掲載する。
- ② 採用された写真には、応募者の氏名（ペンネーム・匿名可）、写真のタイトル、撮影場所を掲載する。

10 応募上の注意事項

- ① 採用された写真の著作権は応募者本人に帰属する。ただし、応募した号の「本庄市議会だより」の発行前は、他媒体での発表等を行わないこと。
- ② 採用された写真は必要によりトリミング、複数写真の組み合わせ等を行うことがある。
- ③ 応募写真に関する著作権、肖像権等の問題が発生した場合、その責任及び解決はすべて応募者に帰属する。

※応募いただいた写真について、表紙以外に使用する場合にはご連絡させていただきます。

<応募・問い合わせ先>

本庄市議会事務局（本庄市役所内 議会棟2階）

住所：〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3

電話：0495-25-1148

メールアドレス：gikai@city.honjo.lg.jp

URL：<https://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/shigikai/gikai/shigikaidayori/12083.html>

